

6月1日は人権擁護委員の日です

問 大津地方法務局長浜支局(☎6210565)

人権に関するご相談は人権擁護委員へ

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて活動している民間ボランティアです。市では35人が法務大臣の委嘱を受け、人権相談、人権侵犯に関する調査・救済、人権啓発といった活動を行っています。

人権について、悩みや心配ことがある人はご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守されます。

法務局の人権相談所や委員の自宅での相談のほか、次の日程で特設相談所が開設されます。

特設人権相談所

6月1日(木)9時～12時

●長浜西部福祉ステーション

伊吹委員・宮本委員・沢尾委員・主馬委員・樋口委員・北川委員・小倉委員・高田委員

●長浜市役所 浅井支所 相談室

西川委員・渡辺委員・伏木委員・石田委員

●びわ高齢者福祉センター生活相談室

玉樹委員・吉川委員

●長浜市役所 湖北支所 相談室

角川委員・伊吹委員・新田委員

●公立木之本公民館 老人室

山内委員・美濃部委員・久保田委員

6月1日(木)13時～15時

●長浜市役所 高月支所 会議室

柴田委員・北川委員・七里委員・高橋委員

6月2日(金)9時～12時

●長浜市役所 浅井支所 相談室

渡辺委員・伏木委員

6月2日(金)13時～16時

●余呉山村開発センター寿相談室

東野(忠)委員・東野(眞)委員・岡山委員

6月5日(月)9時～12時

●長浜市役所 虎姫支所 会議室

大村委員

6月13日(火)13時～15時

●西浅井公民館 視聴覚室

和藏委員・岩谷委員・田中委員

人権擁護委員の皆さん

平成29年5月1日現在(敬称略)

委員名	住所	電話番号
新田 専信	湖北町田中	79-1051
伊吹 恵鐘	小谷丁野町	78-0565
吉川 外喜男	益田町	72-3346
玉樹 たまき	八木浜町	72-2275
北川 由美子	高月町東物部	85-3681
柴田 勘治	高月町高月	85-2054
高橋 庄一郎	高月町持寺	85-4648
七里 まさ子	高月町西阿閉	85-3141
久保田 泰治	木之本町杉野	84-0540
山内 昌達	木之本町川合	82-3836
美濃部 眞弓	木之本町千田	82-3851
東野 眞知子	余呉町今市	86-3724
東野 忠治	余呉町国安	86-2868
岡山 光晴	余呉町中之郷	86-3066
和藏 順人	西浅井町山門	89-0604
田中 とし子	西浅井町大浦	89-0162
岩谷 円祐	西浅井町岩熊	88-0713

委員名	住所	電話番号
宮本 か代子	三ツ矢町	62-5511
寺村 茂子	八幡東町	62-7473
沢尾 武廣	大宮町	63-9565
主馬 益夫	石田町	62-6267
樋口 幸永	七条町	65-3363
北川 庸子	加田町	63-2477
伊吹 孫平	祇園町	62-7090
小倉 あき昭	下之郷町	62-2719
高田 秀博	南高田町	62-6928
石田 まさる賢	谷口町	74-2750
渡辺 憲雄	鍛冶屋町	76-0500
西川 ひさ代	北池町	74-1712
伏木 正和	内保町	74-1552
大村 おきむ治	中野町	73-2691
饗場 ひとみ	五村	73-2330
松井 きよ美	酢	73-4574
小寄 明子	唐国町	73-2922
角川 智子	湖北町速水	78-1083

福祉医療費助成制度のお知らせ

問 保険医療課(☎6516527)

子ども医療費の助成

小中学生の保険診療分入院費(部屋代、食事代等を除く)を助成しています。

【対象者】 市内在住の小中学生(保護者も市内在住)

【持ち物】 領収書原本、印鑑、保護者の振込口座が確認できるもの、健康保険証

福祉医療費の償還払い(払い戻し)

福祉医療費助成対象者について、左記に当てはまるときは、支払われた医療費の払い戻し申請を受け付けます。

【対象となる場合】

- ①県外で受診されたとき、もしくは受給券を提示せずに受診し、保険診療分を自己負担したとき。
- ②住民税非課税世帯の65歳～74歳の人に発行している福祉医療券をお持ちの人について、1か月の医療費が一定の限度額を超えるとき。

※詳しくはお問い合わせください。



【持ち物】 領収書原本、印鑑、振込先口座(未成年の場合は保護者の口座を確認できるもの、健康保険証、福祉医療費受給券

※加入している社会保険等から高額療養費・附加給付金等が支給される場合は、支給決定後に申請を受け付けます。手続きの際には支給された額がわかるものをお持ちください。

※申請期限は支払後5年間です。

申請先

保険医療課 (☎6516527)
北部振興局福祉生活課・各支所

環境保全活動団体を支援します

問 環境保全課(☎6516513)

〈昨年度支援を行った取組〉

早崎ビオトープネットワーク

早崎ビオトープ再生事業

15周年記念事業

「早崎ビオトープ」の魅力を発信し、環境保全活動への関心を深める記念事業として、講演会・ビオトープの生物展示・写真展等を実施しました。

【補助対象】 事務所または活動拠点が市内にあり、1年以上活動実績がある市民活動団体

【補助額】 対象事業費の2／3以内(上限15万円)

【補助事業数】 2件

【対象事業】 快適な環境を保全・創造する事業

(例) 環境イベントや学習会の開催

植樹など森づくり活動

希少な生物の保護等自然とのふれあい事業

地域の景観づくりや美化活動など

※団体の通常活動範囲内に留まる事業は対象外。詳しくは市ホームページをご確認ください。

